

2008 年度

駿 台 史 学 会 大 会

研究発表要旨

2008 年 12 月 6 日

駿 台 史 学 会

於 明治大学駿河台校舎 12 号館 2103 教室

プ ロ グ ラ ム

自 由 論 題 (9:30～12:00)

12 号館 2103 教室

2008 年度テーマ『移動と権力』

12 号館 2103 教室

趣 旨 説 明 (13:00～13:15)

研究発表および質疑応答・討論 (13:15～15:45、一時休憩 14:45～15:00)

休憩 (15:50～16:00)

質疑応答・討論 (16:00～17:20)

全 幹 事 会 (17:30～18:30)

12 号館 2103 教室

総会・懇親会 (18:30～)

リバティタワー17 階 師弟食堂

研 究 発 表

自 由 論 題

7世紀の房総における東海産須恵器流通	高 橋 透	2
埼玉県富士見市における住宅地の変容とその特徴	西 山 弘 泰	4
足利義教と朝廷―「恐怖之世」の再検討―	丸 山 裕 之	6
曹魏西晋期における太学の位置づけとその役割	落 合 悠 紀	8
宗教改革期における出版業者のネットワーク ―改革派と『詩篇歌』出版―	本 間 美 奈	10

2008 年度テーマ

『移動と権力』

『移動と権力』――2008 年度駿台史学会大会共通テーマ趣旨――	落 合 弘 樹	12
弥生時代における青銅・鉄、地金・製品の動きと制御	石 川 日出志	14
中世低地地方南部における商品流通	斎 藤 綱 子	16
16 世紀オスマン帝国における国際貿易と遊牧民	永 田 雄 三	18

7世紀の房総における東海産須恵器流通

高橋 透

(明治大学大学院文学研究科博士前期課程・考古学)

1. はじめに

近年の関東地方における須恵器の流通研究では、胎土の肉眼観察から産地同定を行う方法が盛んである。特に東海産須恵器は関東産の須恵器と胎土やつくりが明らかに異なることからそれぞれ容易に見分けることができ、この方法によって7世紀から8世紀前半という限られた時期に静岡県湖西古窯跡群で生産された須恵器が関東地方、中でも南関東に大量搬入されていたことが分かってきた(鶴間 2001・2004)。けれどもこれまでの研究では湖西産須恵器が大量搬入される房総を中心に扱ったものはなく、十分な分析も行われていない。このことから、本発表では房総半島出土の東海産須恵器を集成し、時間的・空間的変遷を明らかにした上で、房総における東海産須恵器流通の特質について論じたいと思う。

なお、本発表では時間軸として私の卒業論文で用いた編年や生産地の編年を用い(尾野 2000、後藤 1989、鈴木 2000・2004)、7世紀とそれに前後する時期をⅠ～Ⅲ期に区分した。この時期区分に実年代を当てはめると、Ⅰ期=6世紀末～7世紀前半、Ⅱ期=7世紀中葉～後葉、Ⅲ期=7世紀末～8世紀前半となる。

2. 房総における東海産須恵器流通の特質

房総出土の東海産須恵器を集成・分析していった結果、大きく3つの特徴を指摘することができる。1つは分布に偏りが見られる点で、出土量の時期的変化も合わせ、大きく内房地域、香取の海沿岸の地域、外房地域、鹿島川沿岸地域に分けられる。東京湾沿岸の内房地域はⅠ期から定量存在しその後も出土量が増加していく傾向があり、具体例としては村田川下流に近い椎名崎古墳群や榎作遺跡などが挙げられる。当時存在したとされる香取の海沿岸の地域は内房地域と比較的近い様相を示し、竜角寺古墳群と大畑遺跡群、また公津原古墳群と囲護台遺跡、大袋山王第2遺跡などがこの地域に当たる。太平洋に面する外房地域はⅡ期以降急激に出土量が増加する地域で、Ⅱ期以降は餅木横穴墓群と池田丸山遺跡、鷺ノ山横穴墓群、Ⅲ期には千代丸・力丸横穴墓群や米満横穴墓群でその傾向が顕著に見られる。現在の印旛沼と村田川周辺を結ぶところに位置する鹿島川沿岸地域は、Ⅰ期に少量存在しながらⅢ期になって出土量が増加し、池田遺跡がその典型例である。

こうした地域ごとの違いは、それぞれの地域の持つ地理的・歴史的環境が重要な役割を果たしていると思われる。すなわち、内房地域は静岡県や神奈川県といった東海産須恵器を6世紀後半代から出土する地域に近く、また古墳時代前期では東海系S字口縁甕が内房地域で多く出土し、そうした7世紀以前からのモノの移動を背景にⅠ期から東海産須恵器が搬入されたと考えられる。これに類似する状況は鹿島川沿岸地域にも存在する。この地域では埋葬施設構築のために利用される筑波石が6世紀末から搬入され始め、7世紀前半以降は村田川

下流近くの下流近くの椎名崎古墳群でも利用されるようになるなど、筑波石の搬入はおそらく香取の海から鹿島川を通じて村田川周辺へ至るルートになると想定される。このような当時存在していた須恵器以外のモノの流れが鹿島川沿岸地域への東海産須恵器搬入にも影響している可能性はある。

これに対し外房地域の場合、当時の地理的環境が重要だったと考えられる。歴史地理学や文献史学の研究では、当時の九十九里浜にはラグーンがありそこには良港の存在が想定できるとされ、この九十九里浜は東北地方を船で北上する上での重要な寄港地だったのではないかと推定されている。また東海産須恵器が多数出土する宮城県を見ると、宮城県ではⅡ～Ⅲ期に出土量が急増するようで、この傾向は外房地域と類似する。これらを考慮すると、外房地域での出土は東北地方への重要な中継地としての性格も含めて考えなければいけないだろう。

第2の特徴となるのが墳墓出土資料の器種構成である。房総では各時期ともに瓶類が卓越し、蓋坏、壺、ハソウ、高坏の順に少なくなるが、生産地のある静岡県のある静岡県の墳墓出土資料と比較した場合、静岡県では基本的にどの器種も豊富に出土するものの、特に高坏の出土が多い。房総で高坏の出土する遺構は集落がほとんどでその違いは際立っている。加えて宮城県の類例と比べると、宮城県では高坏だけではなくハソウもほとんど出土しない状況になる。これを見ると、東海産須恵器は一元的に配布されたというよりも消費地において器種の取捨選択がなされていたと考える余地は十分にある。

最後に指摘できる特徴として、房総においては東海産須恵器を出土する遺構の性格が多様である点が挙げられる。これまで東海産須恵器流通は古墳あるいは官衙との関係から論じられることが多かったが、今回の分析により様々な状況を想定できることが分かった。すなわち、古墳とそれに近い集落で多量に出土するケース（椎名崎古墳群と有吉北遺跡など）だけでなく、古墳では出土するが集落ではあまり出土しないケース（池向遺跡とその周辺など）、そして大型掘立柱建物を伴うような遺跡とそれに隣接する集落から出土するケース（大北遺跡と観音塚遺跡、鷺谷津遺跡など）などに類型化できる。これは発掘調査が十分に行われていないため古墳と集落の関係が明らかでない地域も存在することから慎重に判断しなければならないが、鹿島川沿岸地域や樺の海沿岸の場合、須恵器供膳具を常陸産で賄い東海産は墳墓という使い分けがあるようで、東海産以外の産地の須恵器供膳具をいかに獲得しているか、という点が東海産須恵器の多様な出土のあり方の一つの要因になっている。

これら3つの特徴から、7世紀の房総における東海産須恵器流通はそれぞれの地域の持つ地理的・歴史的背景をベースに、主体的かつその地域に合わせたかたちで流通していたことが分かる。これまでの研究では、7世紀に須恵器生産が定着しない南関東に対して中央が意図的に東海産須恵器を供給したと論じられることが多かったが、実態的にはより多様で複雑な要因で東海産須恵器が流通しており、房総での事例はそれを端的に示したものと言えるだろう。

埼玉県富士見市における住宅地の変容とその特徴

西山 弘泰

(明治大学大学院文学研究科博士後期課程・地理学)

1. はじめに

これまでの郊外住宅地研究は分厚い研究蓄積があるにも関わらず、居住遍歴の上がりにあたる大規模住宅地を対象としたものが多く、郊外全体を描ききれているとは言い難い。郊外の住宅地開発は大手ディベロッパーなどの大規模開発と、中小ディベロッパーや工務店などの小規模開発、いわゆるミニ開発があり、郊外はそれらの住宅地が混在して形成されている。特に、埼玉県南部など1970年前後の地価高騰と宅地開発ブームによってめまぐるしい人口増加とスプロールを経験した地域では、ミニ開発が連なったミニ開発住宅地の割合が多くなっている。本研究では、ミニ開発住宅地の変容とその特徴を、住宅の新規開発や増築・建替え、敷地の併合、住民の転出入などから明らかにした。

2. 調査概要

首都圏の市町村別敷地面積100㎡以下の持家戸建住宅の割合が高く、1970年前後にスプロール的に形成された、埼玉県富士見市関沢地区を調査地として選定した。関沢地区は富士見市の西端に位置し、東京都心から約25kmである。最寄り駅は東武東上線鶴瀬駅とみずほ台駅で、両駅へは徒歩4分から13分の距離にある。人口は約9,000人で1965～70年の間に約5,000人の人口増加をみた。関沢地区の主な用途地域は第一種中高層住居専用地域（建蔽率60%、容積率200%）である。建物は戸建住宅（約2,000戸）が中心であり、集合住宅や商店も混在している。また農地も散在しており、こうした農地は少しずつ切り売りされ、現在でも新規のミニ開発が行われている。そのため、関沢地区内の戸建住宅は、場所によって開発時期や開発業者、敷地面積などが大きく異なっている。

住宅の建設を把握するために、富士見市役所と川越県土整備事務所にて1967年4月から2007年3月までの建築確認申請（建築確認申請台帳、建築計画概要書）を計3,840件閲覧した。そして住宅地図を援用し関沢地区全2,811区画の建築物や住民がどのように変化していったかを追っていった。対象期間は、住宅地図が入手可能な1971年から2007年までである。さらに、関沢地区の一部の土地と建物の不動産登記簿（約100筆）を埼玉県志木法務局にて閲覧し、所有者の変遷も確認した。

3. 結果と考察

関沢地区では、1965年頃から宅地開発が始まるが、新築住宅の多くは敷地面積や延べ床面積が狭く、それらに居住していたのは東京区部から転出してきた居住遍歴初期の若年世帯であった。そのため居住期間は短く、住民の入れ替えが激しかった。転出者の多くは関沢地区やその周辺のより広い戸建住宅へと住み替えていった。

このような転出者の受け皿の一つが、関沢地区において1975年以降多く建設された敷地面積100～149㎡の戸建住宅であった。これらの居住者の特徴は①入居時の年齢が30歳代後半から40歳代前半、②前住地が数百mから数kmの戸建住宅、③居住空間の増加を目的とした移動、④転入後の転出が少なく終の棲家として入居した、ということである。

1970年代中頃から1980年代前半まで居住者の転出入が多かった一方で、同時期に増築が多くなる。増築は全期間を通して263件確認できた。増築による増加面積は約33㎡で、部屋数に換算すると2部屋程度の増加であった。

1980年代中頃からは関沢地区の転出入は緩慢となっていく。しかし人口移動が停滞する中で、関沢地区では建替えの動きが活発になる。特に、1970年より前に建設された敷地面積の狭い戸建住宅において建替えの動きは活発で、約7割が建替えを行っていた。また建替えを行った戸建住宅は、建替え前の延べ床面積よりも平均で約40㎡も広くなっていた。その中でも、敷地規模が特に小さい戸建住宅においては、3階建て化が顕著にみられた。これらの延べ床面積の増加を伴った建替え行動は、敷地面積の狭さを補うことが目的であったと考えられる。その他、隣地買いによる建替えや敷地の分割も全期間を通して散見された。

以上のように、関沢地区は郊外庭付き一戸建てといった郊外住宅地のイメージとはかけ離れた、仮の住まいとしての住宅地であった。こうした住宅地が成立し得た背景として、バブル崩壊までの持続的な地価や賃金の上昇、公的借家・民間のファミリー向け賃貸住宅の供給不足、分譲マンションが一般化していなかったことなどがあげられる。しかし、こうした狭小な戸建住宅も建替えによって居住者の滞留が顕著となり、居住遍歴初期の住宅から、終の棲家として位置付けが変化していった。また、終の棲家としての機能を持った比較的敷地面積の広い戸建住宅も多く建設されるようになり、関沢地区は居住遍歴の通過点的な住宅地から、居住遍歴の終着点としての住宅地に変化していった。

足利義教と朝廷—「恐怖之世」の再検討—

丸山 裕之

(明治大学大学院文学研究科博士後期課程・日本史)

室町幕府第六代将軍足利義教の治世は、当時の史料に「万人恐怖」「踏薄氷時節」などと記されているように、一般的に恐怖政治であったと認識されている。とはいえ、具体像はあまり明らかになっておらず、暴君的な義教の個性によるものと片付けられることが多い。しかし近年では、義教の恐怖政治は彼の後半生に典型的な現象であったと指摘されるなど、再検討の動きがみられる。そこで、近年著しく進んだ室町時代の政治史・公武関係史の成果を取り入れつつ、本稿では主として足利将軍家と天皇家との関係に主眼を置き、恐怖政治と評価される義教の治世の再検討を試みるものである。

『薩戒記』永享6年(1434)6月12日条には、義教が室町殿になった正長元年から永享6年までに義教によって処罰された人々のリストが載せられており、公家59名、神官3名、僧侶11名、女房7名の計80名と、永享6年段階までにおいても実に多くの者が処罰されている。多くの公卿が譴責を受け、中には裏松義資の暗殺等、義教の凶暴性を窺わせる事件もある。従来の室町期の公武関係史は、幕府による朝廷の「権限吸収」論に代表されるように公武の対立の枠組みで捉えられていたこともあり、多数の公家衆への処罰は義教による朝廷抑圧政策の一環として捉えられることもあった。近年の研究では、義教は年を追うごとに凶暴性を増したことが明らかにされ、その原因として義教の持病である精神疾患の悪化、それまで義教の暴走を食いとめてきた畠山満家が永享5年(1433)に死去したことなどが指摘されているが、主としてそれは義教の個性にその原因を求めるものであり、義教の専制化は政治史的視点からも検討する必要があると考える。また同時に、裏松義資の暗殺等、先行研究ではセンセーショナルな事件を主な題材として立論されているくらいがあり、処罰の内容が分かる全ての事例から総体的に考察する必要がある。

義教嗣立後の彼を取り巻く環境については、嗣立の時点から自らの体制を固める永享3(1431)年までの約3年間は、幕府をめぐる政治的不安の著しく高まった時期であるとされる。しかし、それ以後も決して安定していたわけではなく、永享4年以降、九州における大内・大友等の争乱、今川氏の家督相論・駿河国に対する鎌倉公方持氏の軍事介入、永享の山門騒乱、南都への出兵、永享の乱等、幕府の安定を揺るがしかねない事態が相次いで発生しており、それは義教の極端な専制化とまさに軌を一にしている。

処罰対象を検討すると、日野流・勧修寺流藤原氏に対する処罰が目立つが、これは当時足利将軍家との姻戚関係等を背景に勢力を伸ばしていた名家の家格統制という政治的な意味合いで捉えることができる。その他にも多数の人々が処罰を蒙っているわけであるが、「背御意」「違時宜」などと処罰の理由が分明でないものもあるとはいえ、その多くが儀式や儀礼上の不手際により処罰されていることを見い出せる。朝儀の興行は天皇を

中心とした求心構造維持の要であり、朝儀における失敗に対しての処罰は、天皇家・室町殿（幕府）の權威を失墜させかねない行為に対して行われたものとする事ができよう。

処罰の具体的内容を見てみると、暗殺など義教の暴力性をうかがわせるものもあるが、被処罰者は重くて数ヶ所の所領没収、ほとんどの者は出仕停止・譴責で済んでいる。当該期困窮に喘いでいた公家衆にとって、所領の没収や出仕停止は死活問題となり得る重大事であり、その意識が記録に「万人恐怖」「踏薄氷時節」という表現になって表れたものであろうが、義教は処罰によって公家衆の殲滅を図ったわけではない。それはほとんどの被処罰者が処罰された時点からそう遠くない時期に赦免を蒙っていることより明らかである。義教の治世において最も政治的不安が高まった永享の乱の直後にはとりわけ多くの者の赦免が確認され、公家衆への処罰と赦免は戦乱等の政局と密接に関連していたものと理解できる。

このような公事を媒介とした公家衆への賞罰は義教の治世に特徴的なものというわけではなく、室町幕府開創以来、尊氏・義詮・義満・義持と、代々の室町殿によって伝統的に行われており、足利將軍家の基本政策と言えよう。室町幕府は「北朝の軍隊」として南北朝期の内乱に勝利したことにより、その後天皇位を必要不可欠とする国制が成立した。代々の幕府、とりわけ室町殿は積極的に後光厳流天皇家を盛り立てる必要があり、天皇そして室町殿に対する公家社会の求心構造を維持させるため、このような賞罰を積極的行ったものと評価することができる。

義満期に南北朝の合一がなったとはいえ、義持期には南朝後胤小倉宮聖承を報じて挙兵するなど、対後南朝政策はその後の幕府にとっての重要な課題となっている。義教嗣立直後には後光厳流の称光天皇が没し、崇光流の後花園天皇が称光の父後小松院の養子となることで践祚するなど、北朝系天皇家内部も決して安定した状況ではなかった。それに対応して、義教の弟大覚寺義昭が後南朝勢力と連携した動きを見せ、今川氏の家督相論においても後南朝勢力の影がちらつくなど、後南朝勢力の存在は常に朝廷・幕府の秩序を崩しかねない可能性を孕んでいた。当初義教は後南朝勢力に対して宥和政策を取っていたのだが、このような状況の中、南朝後胤の断絶策に踏み切ることになる。

義教の治世にも足利將軍家と後光厳流の皇統が相互に將軍職と皇位を保証し合うという意識が存在していた。本より義教の暴力性は否定できるものではないが、多数の公家衆への処罰を全て義教個人の性格で片付けることもできない。公事を媒介とした公家衆への賞罰は足利將軍家の基本政策であり、義教期においても朝廷・幕府の危機において公家衆への処罰が顕著に見られることは、賞罰によって天皇・室町殿への求心力を強化するための義教による政策であったのだと結論付けたい。

曹魏西晋期における太学の位置づけとその役割

落合 悠紀

(明治大学大学院文学研究科博士後期課程・アジア史)

官立学校である太学が前漢武帝の元朔5年(前124)、都長安に初めて設置された。太学には儒学の経書である詩・書・礼・易・春秋の五経を専門に教授する博士官(五経博士)が置かれた。博士は経書の解釈を講義するだけでなく、皇帝の諮問を受けて政策に関する意見を述べるなど、政治的にも重要な役割を果たし、博士を経て朝廷の枢要官に昇進する者もいた。

後漢時代には、太学はその規模をさらに拡大している。後漢王朝が官吏任用にあたり儒家的徳目を最も重視する方針をとった結果、太学で経学(礼学)を修めたという経歴が有利にはたらくことになったからである。教授する博士官も五経を注釈した十四家の学問それぞれに置かれ、後漢時代中ごろには、太学生は三万人を超えるほどであった。

反面、こうした状況は、後漢後半期になると太学の地位低下をもたらす要因ともなった。一つの経書の注釈を極めることが尊ばれたため、博士には特定の経書の知識しかもたない者が増加した。そこで純粹に経学を学ぼうとする者は、諸経に通曉した学者が各地で開いた私塾に通うようになったのである。それでもなお官吏任用を期待して太学生となる者はいたが、党錮の禁(166・169)や黄巾の乱(184)をきっかけに後漢王朝が事実上崩壊したことで、太学の衰退は決定的となった。

やがて曹操が河北を統一したときには、すでに太学の建物は戦火によって崩壊していた。子の曹丕が魏王朝を開くと(220)、太学も再建されたが、博士や学生は質・量ともに十分なものではなかった。『三国志』中には、当時の博士は視野が狭く学生はただ労役免除の特権を求めるために入学しているといった記事がみられる。こうした事情から、従来の研究では曹魏時代の太学はほとんど取り上げられず、言及される場合でも、その影響力は前代の後漢に比べて極めて低かったと理解された。また、一般的に曹魏政権下においては、曹操が行った個人の能力のみを重視する唯才主義や法家的な嚴罰主義といったものが基本理念として踏襲されたとされることもその一因であろう。

しかしながら、曹丕の跡を継いだ明帝曹叡の時代には大きな変化がみられるのである。それは文教政策の採用であった。たとえば太和2年(228)と4年には、経学が廃れていることを憂い、貢士や博士の選抜には学問の素養を重視するよう命じた詔を發し、礼学に精通した高堂隆の議論に従い儀礼制度を改め、青龍2年(234)と4年に死刑の対象となる罪を減らし、温情をもって取り調べるよう命じている。これらはいずれも明帝が経学・礼教を重んじ、政策に反映させようとしていたことを示している。そうした政策が実際にとられていたならば、太学は国家にとって儒家思想の象徴として重要な位置づけを与えられることになるだろう。事実、明帝

期には曹丕の著した『典論』を石に刻み太学の門前に建て、完成こそ齊王曹芳の時代になったが、正始石經という石經（經書の文字の異同を正して石碑に刻んだもの）も建立されている。これらの事業には太学への権威づけの意味が込められていた。このように文教政策の一環として太学への投入がなされた結果、学生の数も増加し、曹魏の末年（263 ごろ）に処刑された嵇康の助命には太学生三千人が名を連ねるなど政治意識も高まっていた。

曹魏に取って代わった西晋王朝ではさらに文教政策が推し進められたが、それは明帝以来の基盤を受け継いだものだったといえる。たとえば、太学に「皇帝三臨辟雍」碑が建てられた（278）が、これは博士や太学生たちが皇帝の辟雍（＝太学）への行幸を頌えるために作られたものである。先行研究ではこの碑を西晋の文教政策の象徴とみて、曹魏との違いを明確に打ち出したものと位置づける。西晋王朝にとって曹魏は苛酷な政策で人民が苦しめられていた時代であるべきであり、曹魏後半期に太学が復興され、それを引き継いだという事実は認めたいものだったのではないか。曹魏との違いが強調された結果、明帝期に行われていた文教政策は無視されることになったと考えられる。

ところで、西晋では太学とは別に国子学という学校が置かれ（276）太学と並立していたことが知られている。そこにはどのような意図があったのだろうか。両者の間で明確に異なる点は、国子学の方は貴族や高官の子弟のみが入学を許されたということである。貴族は西晋時代から登場し、南北朝から隋唐時代にかけて政治・社会的に重要な位置を占める階層であり、とりわけ南朝においては高位高官を世襲し、時に皇帝権力をものぐ影響力を持つこともあった。そのため、貴族の子弟が学ぶ場とされた国子学が注目され、従来の研究の関心もそこにあり、もう一方の漢代以来の流れをひく太学がどのような役割を担っていたのかという点については、未だ十分に検討されていない状況にある。

西晋時代は短かったこともあり直接的な記録は少ないが、東晋時期の史料などもあわせてみていくと、列伝中に見られる国子学に関する記事の多くが、祭酒（学長）・博士などの官に就任したことを示すものであるのに対し、太学の記事は遊学経験に関するものが多い。このことは博士が政治家としても活躍した前漢の太学と、遊学する学生が多かった後漢の太学との関係を想起させる。すなわち西晋期において国子学は人材育成機関として利用され、太学は儒家的な徳目を身につける学問の場として位置づけられていたといえるのである。

本報告では以上の流れをふまえ、さらに次の二点を明らかにしたいと考える。一つは従来太学が低調であったとされる曹魏明帝期には文教政策が実施され、太学についても重要なものと位置づけられていたこと、二つめは西晋時代の太学が曹魏からの基盤を引き継ぎ、さらにその役割を国子学と分担して並立していたということである。

宗教改革期における出版業者のネットワーク

—改革派と『詩篇歌』出版—

本間 美奈

(明治大学大学院文学研究科博士後期課程・西洋史)

近年のヨーロッパ歴史学界は、ヨーロッパ統合をうけ、国の枠を越えて諸地域間の交流を探ろうとする傾向を見せている。宗教改革史の研究においても、様々な角度から「地域間の関係」が追究されているが、16世紀のフランス宗教戦争と低地地方の反乱において、諸都市の出版界は地域を結び付ける重要な役割を果たしていた。リヨンとアントウェルペン¹は、両地域におけるプロテスタント文書の中心的な出版地であり、ジュネーヴ共和国の改革派（カルヴァン派）教会は自分達の印刷物を流通させることで勢力を広げようとしていた。これまでこれらの都市の出版業者の関係については十分検討されてこなかった。本報告は、改革派教会にとって重要であった『詩篇歌』の出版の動きを追うことで、彼らが改革派の文書の販売のために、どのような関係を結んでいったのかを考察するものである。この作業を通じて、宗教改革期のリヨン・ジュネーヴとアントウェルペンの出版界が、フランスと低地地方という広がりにおいて、地域を結びつける役割を果たしたことを検討したい。

史料として、『詩篇歌』の出版状況を年代ごとに追うために、ドゥアンの編纂による『詩篇歌』の出版目録、ビドゥの『詩篇歌』出版目録、ボドリエ編纂の『リヨン書誌』、近刊された『16世紀リヨン出版物目録』などの出版統計を使用した。また、ジュネーヴの公証人文書、改革派教会や救貧局の議事録を利用して、出版業者が『詩篇歌』出版に関して交わした契約を分析し、『詩篇歌』出版に関ったリヨン・ジュネーヴ・アントウェルペンの業者の活動を考察する。

16世紀のフランスにおいて、リヨンはパリと勢力を二分する活発な出版界を擁していた。ジュネーヴはリヨンの至近距離にあり、同地の出版界は規模が小さく、ジュネーヴの改革派が大規模な出版を計画した際には、豊かな資本をもつリヨンの大書籍商に協力を要請する素地があった。またリヨンとアントウェルペンは共に大市の開かれる都市として、国際商業のネットワークに組み込まれており、同時に両都市の出版界が内部にプロテスタント・親プロテスタントを包摂していたことから、商業取引の中で結びつく可能性があった。

リヨン・ジュネーヴ・アントウェルペンの3都市いずれにおいても、既に1540年代初頭から旧約聖書の詩篇が仏訳され出版されている。改革派教会にとって、それまではラテン語で歌われていた詩篇を自分たちが理解できる言語（フランス語）で歌えることは、極めて重要なことであった。1533年に緒についた詩篇の仏訳は、その後も徐々に訳の数を増やしていったが、こうした動きはパリ大学神学部によって異端的と判断され、1556年には禁書目録に『83詩篇歌』が記載されて出版・販売が禁じられた。しかし1561年、改革派は詩篇150歌

を全て仏訳・韻文化し、それぞれに異なるメロディーを配するに至ったが、まさにこの年、フランス王権が、それまでの改革派弾圧の政策から新旧両派の融和政策に転換した。そして改革派の強い要望に応え、この完訳『詩篇歌』に対して王による出版特認が与えられたのである。

リヨンの大書籍商 A. ヴァンサンは、自分の得た『詩篇歌』に対する特認（出版特許）を、ジュネーヴとフランス各地の多数の印刷業者に分与して、『詩篇歌』を印刷する許可を与え、発行部数を増やそうとした。同時にヴァンサンと改革派教会は、『詩篇歌』の出版による利益を、改革派の行なう救貧のための資金に充てることを決めた。アントウェルペンで『詩篇歌』の出版に着手したのは Ch. プランタンである。ヴァンサンはアントウェルペンの改革派の代表者とともに、プランタンの工房の債権者であり、『詩篇歌』出版の時期には既知の間柄であったことから、プランタンによる『詩篇歌』出版はヴァンサンによって半ば公認されていたものと思われる。ヴァンサンはアントウェルペンに他の商業上の権益ももっており、1560 年代には低地地方に書籍の販売網を作っていた可能性が高い。

ジュネーヴ・リヨンを始めとするフランスの各都市・アントウェルペンにおいて、『詩篇歌』の印刷業者の信仰についてみると、これらの業者の間には改革派の信仰者として『詩篇歌』の出版に応じた者と、信仰と出版活動とを結びつけない者が混在している。ジュネーヴは、共和国の宗教として改革派信仰を採択しているので、同地の出版業者は改革派であると言ってよいだろう。ヴァンサン自身も、リヨンの改革派教会に属していた。他方、リヨンにおいてカトリックに留まった業者が『詩篇歌』を出版している事例が見られる。また、アントウェルペンのプランタンも、自らをカトリックであると明言しつつ、『詩篇歌』が需要の高い書籍であることから、低地地方において積極的に同書を販売しようとしたのである。そして改革派のヴァンサンは出版活動を行なう際に、プランタンの「カトリック」信仰を問題視してはいなかった。

『詩篇歌』の出版は、ジュネーヴ改革派教会とリヨンの改革派であるヴァンサンにとっては、救貧のための喜捨行為を含め「公共の利益のための仕事」という側面をもち、他方、書籍業者としてのヴァンサンとプランタンにとっては、『詩篇歌』出版は「営利追求」という側面があった。出版業者が自己の信仰的立場とは切り離れた出版活動を展開することが、宗教改革文書を普及させてゆく、これが宗教改革期における出版業の性質ではないかと考える。彼らの商業的活動によって、『詩篇歌』をめぐる出版業者のネットワークは国の枠を越えて広がってゆき、ヨーロッパ各地の改革派教会は共通の礼拝や教育の基盤を整えることができたと言える。

本稿では改革派の『詩篇歌』の出版を取り上げたために、カトリックと改革派という二派に考察が限定されてしまったが、宗教改革期の出版業者の信仰態度については、広く「福音主義的」な側面を視野に入れて検討する必要があると考えられ、これは今後の課題としたい。

『移動と権力』

—2008 年度駿台史学会大会共通テーマ趣旨—

駿台史学会企画委員長

落合 弘樹

(明治大学文学部教授・日本史)

昨年は、近代における大学を軸に「中央」と「地方」を考えた。ここで念頭に置いたのは空間的距離のみならず政治的、さらには文化的距離である。ところで、地域間、さらには国家間には常に様々な移動がある。今年度の企画は、「移動」に焦点を据えた。歴史における「移動」をとらえる場合、まず「人」の移動がある。同時に、それにともない様々な商品や道具、貨幣といった「モノ」も動く。情報をそこに含めることも可能であろう。そして、これらを統括・管理し、あるいは影響力を発揮しようとする「権力」が存在する。こうした「人」・「モノ」・「権力」の相関を、多様な視座で考察することを試みるのが、今年度大会における共通テーマの趣旨である。

もとより、「人」のありかたや「モノ」の種類、さらにそれらをコントロールしようとする「権力」の類型は多様である。今回の企画では、そのような多様性を見据えるため、時期は産業革命以降における交通手段の飛躍的發展や、世界市場が成立する以前の段階である、前近代を中心に考えることとした。また、戦乱や大災害にともなう移民の大量発生や人口移動、大規模な遠征や航海、交通路の開発といった変動的な事象ではなく、あくまでも日常的でノーマルな交易や物流の状況を「移動」として捉えることを目的としている。そして、異なった時代や地域における展開を相互に検討することによって、新たな知見を獲得していきたいと考える。

今年度は『移動と権力』をテーマに、弥生時代、中世ヨーロッパの低地地方、近世トルコという多様な視点で3名の方に報告をお願いした。

最初に御報告いただくのは石川日出志氏である。石川氏は、九州から東北まで、幅広いフィールドで弥生時代の文化を追究しており、『弥生時代』の発見・弥生町遺跡』（新泉社、2008 年）ほか、多くの業績をあげている。今回は弥生時代前期末から中期初頭にかけて、朝鮮半島に由来する金属素材をもとに、青銅器と鉄器による金属器が同時期に出現していく状況について、流通過程を中心に検討が加えられる。まず青銅器については祭祀具を主体とし、素材地金を携えた工人がしだいに首長層など支配者の管理下に置かれていく状況が論じ

られる。また、利器として用いられた鉄器については、地金の入手や加工する工人、鉄製品が首長層のもとで管理されたことが指摘される。流通の担い手も、日本海側に広域流通が見られることなどから、漁撈民が担い手に変質した可能性が指摘され、さらに畿内政権の成立とともにこうした日本海ルートが変容していく状況が検討される。

二番目に登場していただくのは、斎藤綱子氏である。斎藤氏は、著書『西欧中世慣習法文書の研究』（九州大学出版会、1992年）にみるように、中世ベルギーにおける都市と農村の共同体を専門にされており、特に慣習法文書に関して数多くの論文を著している。今回の報告では、中世低地地方における流通税に視座を置きつつ、商品流通を通じての都市、週市の展開。領主にとって日常品供給の保障や安全護送権の確保がどのような性格をもっていたのか。さらにはブドウ酒の商品管理体制に関する慣習法の分析を通じ、領域内における人とモノのコントロールと領域支配との連関が明らかにされるであろう。

最後に登場していただくのは、永田雄三氏である。永田氏は、オスマン帝国を中心に幅広い視座でトルコやバルカン半島の歴史を政治、経済、文化を含め広い視野で研究しており、『世界の歴史 15 成熟のイスラーム世界』（中央公論社、1998年）など著作や編著は多数にのぼるが、近年はとくに地方名士層を中心に検証をすすめている。今回の報告では、シリア北部の都市アレppoが、中継貿易の拠点として多方向の物流が集約し、16世紀に最盛期を迎えていく状況。周辺都市を含む「アレppo市場圏」が発展していく背景に遊牧民の存在が密接に関係していたこと。オスマン帝国がそのような遊牧民をどのようにコントロールし、定住化への試みがどのように展開していったかが述べられるであろう。

本年度も各報告に重点を置きたい。最初から共通性を持ち寄るのではなく、多角的な視覚の中から相互に新しい視点を構築していくことを意図している。また、今回はコメンテーターを置かなかった。その分、一般聴衆の方々を含め、活発な議論の展開に重点を置きたいと思う。積極的な討論を請う次第である。

弥生時代における青銅・鉄、地金・製品の動きと制御

石川 日出志

(明治大学文学部教授・考古学)

日本列島では弥生時代前期末～中期初頭（前3世紀）に金属器が登場する。青銅の利器は若干の銅鉈と銅斧に限られ、鉄製利器が同時代にすでに出現している。伝統的な利器の材質の違いによる時代区分法に照らせば、青銅器時代を認めることは困難であり、石器時代から鉄器時代への移行過程と見なし得る。それら金属器は、大陸に由来する製品が流入・普及したもので、また日本列島内では当時いまだ生産されてなかった金属素材（青銅・鉄）を用いて各種金属器が製作された。本発表では、それら製品や地金がどのように流通し、それらはどのように掌握されたのかを素描する。

1. 青銅器の波及・生産・普及

日本列島で初めて登場した金属器は、福岡県今川遺跡で出土した弥生時代前期前葉の朝鮮半島製青銅器で、遼寧式銅剣片を再加工した銅鏃である。しかし、単発的なもので、青銅器が普及し始めるのは前期末～中期初頭である。銅剣・銅矛・銅戈・銅鐸など祭祀具が主であり、銅鉈や銅斧など生産用具は稀で、朝鮮半島から舶載されると同時に鋳造も始まった。これら初期青銅器の鋳型は、熊本・和歌山・愛知・福井各県と、その後の鋳型出土地分布に比べて遠隔地側で出土する例が目立つ。武器形青銅器鋳型が多い北部九州の場合、中期中頃までの鋳型は佐賀平野・筑後平野・嘉穂盆地の各地に見られる。しかし、中期後半以後は福岡平野～鳥栖界限に収束する傾向がある。

近畿周辺で製作された銅鐸の場合は、各地で鋳型が出土するが、中期後半以後は大阪府東奈良遺跡・奈良県唐古遺跡など特定の遺跡に集中する傾向がある。これは、弥生中期中頃（前1世紀前半）までは少数の工人が巡回して鋳造していたのが、中期後半には特定の集落で長期的に鋳造する状況に変化したことを示している。青銅器鋳造には素材地金の入手が必須で、中期前半にはそれが工人自身の手の中にあって巡回しながら鋳造していたのが、中期後半になると工人自体が有力者の管理下に入ったものと考えられる。

武器形青銅器・銅鐸ともに数 km 圏の集落群単位の農耕祭祀とかかわる祭祀具であり、中期後半に宗教儀礼センターの役割を果たす拠点集落で祭儀が執行されたと考えられる。祭祀具の中核たる青銅器の鋳造が特定の地域や集落に限定されるのは、宗教儀礼の制御とともに、それに用いる祭祀具がその製作までも特定の集落の有力者のもとに管理制御されたからであろう。というのも、中期後半になると、北部九州では三雲南小路遺跡1号甕棺のように、前漢代の大形鏡30数面と金銅製四葉座飾り金具やガラス璧などが副葬された隔絶した有力者が出現している。近畿周辺ではこうした特定個人は出現していないものの、大阪府池上曽根遺跡の大形掘立柱建物の祭祀施設の存在や周辺における銅鐸分布を考えると、祭祀にかかわる中心性は疑いない。

青銅器原料の入手先については、鉛同位体比分析の成果が大きい。中期前半代は、朝鮮半島産、中期後半は中原地区、後期になると測定資料がみな測定誤差内に入ることから、中原地区でも特定の産地から入手されたと判断されている。こうした分析成果を加味するならば、当初は青銅器素材の入手は工人自身が担い手であったものが、中期後半以後になると、工人自身が一定の役割を果たしながらも首長層の管理下に入るようになると考えられる。なお青銅器地金の実態は不詳であるが、岡山県高塚遺跡で出土した用途不明の棒状品が地金である可能性が指摘されている。

2. 初期鉄器の流入と普及

従来、鉄器は弥生時代早期から出現するとされてきたが、弥生開始年代論争のなかで疑問視されるようになった。戦国代の鋳製鉄器を出土した山口県山の神遺跡など、青銅器の本格的流入は前期末～中期初頭が確実な例である。そして、この段階の鉄器は戦国系鋳造鉄器で分割および再加工が繰り返され、それらが広域に普及していく。これは、利器としての鉄器を導入しながら、その素材から加工までを維持管理する技術がいまだ伴っていないからで、もっぱら製品ばかりを受け入れている。出土資料も限られ、集落間をリレーされて流通する。ようやく中期後半になって、北部九州で銅戈形など鋳造鉄器の製作が行われ、鍛造鉄器も製作され、後者が北部九州以外にも広まっていく。この段階に初めて鉄地金が朝鮮半島からもたらされて加工され、各種鉄器が生産されるようになる。遠く関東でも鉄鏃・鉄鏝・鉄斧・鉄剣などの基本器種が揃っており、後期初頭には関東から北部九州までは利器の基本は鉄器に置き換わるほどである。中期後半は、上記のように社会の階層化が進行した段階であり、生産用具と武器の鉄器化であることから、当然ながら地金の入手と製品および工人の管理は首長層の手中にあったと見なければならない。

後期になると、鉄器の流通量は飛躍的に増大する。興味深いのは、出土数に地域的な偏りがあることで、北部九州が群を抜き、山陰から北陸一帯がこれに次ぎ、瀬戸内一帯、関東と続く。鉄地金をもっぱら朝鮮半島に依存することから北部九州の卓越は容易に理解できるが、瀬戸内地域よりも山陰側に多い点は注目すべきで、北陸からさらに北関東へのルートで鉄素材と製品が流通したことを反映する。この地域では九州以外では稀な有力墳墓への鉄器副葬が顕著であり、首長層が流通に関与したと考えられる。

これら日本海側の広域流通を考えると、流通の担い手の問題も興味深い。日本海側では縄文時代以来物資の広域流通が顕著であり、陸路では障害の多い地形であることから、穏やかな海路を利用したことは明らかである。丹後半島の弥生後期の墳墓では舟形木棺が目立ち、また船団を描いた線刻画などの存在はこうした海路を用いた流通を考えさせる。縄文時代以来の漁撈民がやがて物流の担い手に変質する場合もあったであろう。

しかし、古墳時代となって畿内政権の伸長にともない、この日本海ルートの鉄器と鉄地金の流通も変質を余儀なくされることとなる。

中世低地地方南部における商品流通

斎藤 綱子

(明治大学文学部教授・西洋史)

西欧中世の人々が、どれほどの距離を移動と考えたのか判断することは難しい。現代の我々からみても遠距離といえる移動はあったが、日常生活における人の動きは、決して大きな距離においてではない。しかし、人とモノとの動きは常に一体化しているわけではなく、モノはいくつかの中継点を経ながら、生産地から遠く離れた人々に到達しているのである。

人が移動しモノを運ぶ場合、しばしば古くからの交通路が利用されているが、そのような交通路はなんらかの政治的権力の領域を通過しており、その介入を受けることとなる。その支配の形が端的に現れるのが、特定の場所で徴収される流通税である。流通税は、理想的には、交通路を維持し通行者の安全を保障するという、公権力の任務の代償であった。公権力は中世初期から盛期・後期にわたる長い時間の中で交替し、流通税の徴収権は、カロリング王権、その弱体化に伴って公権力を篡奪した伯(*comes*)、伯権力の解体から生じたバン(*ban, Bann*)領主へと移っていく。さらに中世盛期以降、都市・農村共同体が自治の一環として、実際のモノの通過や取引に介入していった。

流通税(*teloneum*)に関する史料は地域ごとに一様ではなく、その定義にも論議があるが、ここでは G.Despy の考えに従って、商人および商品の通過する場所で課される通行税(*winagium, pedagium*)、週市もしくは大都市の際の取引場所で課される商品取引税(*teloneum*)に分類しておく。本報告では、流通税表を通して、さほど広い範囲で動くことのなかった人々の生活に、どのような流通エリアが重なっているのか、その領域を支配する権力の利害が人とモノの流れにどのように作用したのかを、中世低地地方南部(現ベルギー)、特にエノー伯領を地域的対象として考察していきたい。

エノー伯領における流通税関係の重要な史料となるのが、伯の収入を整理して作成された「所領明細帳」(1265-85 年)に記されている、諸都市の流通税表である。ここでは、この地方唯一の大都市とされるヴァランシエンヌ *Valenciennes* の例(1285 年起草)を取り上げる。通行税からみると、この都市には北海につながるエスコール川、かつてのローマ街道の支道によって多様な商品がもたらされており、遠くは東方、地中海・大西洋岸・北海・バルト海の各地域からの広域的流通、現ベルギーの他領邦、ドイツ、フランスといった近隣地域との流通、そして在地流通が重なっている。これらの運搬・取引には生産地からの商人に加えて、ロンドン、シャンパーニュの大都市で取引に従事していた在地の商人が動いているが、その間隙をぬって、農民を含む非専門的な人々が商業的営為を行っているのがみられる。

これらの商業エリアが複層する場が都市の週市と年市である。これらの市の開催は領主(ヴァランシエンヌで

はエノー伯)の権限に属している。週市においては日常生活品が主流をなしたのに対し、大市では週市に比して商品数も多く、奢侈品や工業製品の比重が大きく、そこは遠隔地流通と在地流通が交錯する場であった。

領主と商品流通との関係をみると、領主にとって大きな関心はまずは税収入であったが、流通税は単に財政的利益をもたらすにとどまらない。領主にとって主要都市の日用品(特に食料)供給の保障は不可欠であった。そのためにとられた政策がスターペル制度であり、都市周辺の一定領域における流通をコントロールし、商品を都市のスターペルと呼ばれる倉庫兼取引所に集め、一定の税の支払いの後輸出を許可することで、都市の食料や手工業原料を確保したのである。さらに、政治的権力との関係で注目されるのが、行政・裁判組織の確立と相まって、通行税が商人・商品の通行に対する安全と保護の代償としての「安全護送権」(sauf-conduit)の性格を具えていたと思われる点である。通行税(winagium)はフランスにおいてはpedagium(péage)の語で史料に出現し、道路の安全の保障の代価であり、領主は被害の賠償責任を負っていた。本報告が対象とするエノー伯領においても、通行税の徴収管轄区は定められており、その成立時期はエノー伯の行政組織(プレヴォ管区、バイイ管区、シャトラン管区)の出現時期と重なっている。すでにヴァランシエンヌの都市法(1114年)には都市に到来する商人への平和の保障が規定されていること、さらに、13世紀初以降は伯領全体にわたる刑法規定の成文化の作業を進めていることを合わせ考えると、通行税を、上級裁判権所有者による商人・商品の安全保障の代価とみなすことができるのではないと思われる。

12・13世紀になると、都市や農村の共同体は領主から多様な慣習法を確認する文書を与えられ、さらに、条例(ban,règlement)を發布して、日常生活を規制していく。その中で特に対象とされるのが食料品の品質・質量の管理に関するものであった。ここでは条例に頻出する外来ぶどう酒の例をとりあげるが、産地からの到来、品質検査、価格決定など、取引のあらゆる過程がいわば都市の公的役人の統轄下におかれ、違反は厳しく罰せられている。14世紀になるとこれらの点はさらに詳細に規定され、単に売り手と買い手との関係を超えて、「公共の利益」という理念が打ち出され、都市生活の全体的規律化、権力による日常生活の支配強化の中に商品流通も位置づけられていくのである。

13世紀は領域的支配権力の再編成の時期であり、領主による商品流通の掌握は、領域内における人とモノの移動を統括し、流通を調整することで、領域支配の強化に繋がるものであった。もちろん、流通税は支配者側の一方的利益追求によるものではなく、長い時間的スパンにおいて、交換に関わる人々との慣行の中で形成されたものである。14世紀半ば領邦領主は諸地方・諸都市の慣習法の維持を約束し、実際には慣習法を吸い上げることで、新たに「くに」の法として制定していくが、人とモノの移動も、流通の安全を名目として、広域の領域支配体制の中に組み込まれていったのである。

16 世紀オスマン帝国における国際貿易と遊牧民

永田 雄三

(明治大学文学部教授・アジア史)

本報告は、16 世紀～18 世紀にいたる時期にインド洋と地中海を結ぶ遠距離貿易の結節点であったシリア北部の都市アレppoを中心に活躍したトルコ系遊牧民の活動と、これを掌握しようとするオスマン帝国権力とについて考察しようとするものである。

インド産の綿布およびインディゴ（藍色染料）などは、インド洋によって現在のイラク南部の都市バスラにもたらされ、そこから川船に積みかえられてユーフラテス川をさかのぼってアレppoへ運ばれた。また、陸路ラクダによって運ばれるルートもあった。他方、北部イランの絹がバグダードを経由してアレppoへ運ばれた。これらの国際商品はアレppo内部のハーン（キャラヴァンサライ、隊商宿）に集荷され、計量され、関税を徴収されたのち、一部はオスマン帝国内で消費されたが、なお多くがアレppoに駐在するヨーロッパ各国の商人によって買い取られ、ヨーロッパ諸国へと輸出された。

アレppoは、ヘレニズム時代以来、こうした中継貿易都市として栄えてきたが、その最盛期が 16 世紀である。このころ、この貿易ルートを縦横に結びつける役割を果たしたのが遊牧民である。このうち、アラブ系遊牧民はヒトコブ・ラクダを飼育するベドウィンであり、かれらはイラクやシリアのような亜熱帯の砂漠ルートで活躍した。一方、トルコ系・クルド系遊牧民は、夏は東部アナトリアの高地に夏営し、冬はシリア砂漠の低地へと季節移動をしていた。かれらの一部はアレppoと地中海沿岸、さらにアナトリアを横断してイスタンブルあるいはエーゲ海沿岸諸都市へといったルートで活躍した。このルートは山がちな地形とシリア砂漠などと比較して寒冷な地域である。このため、かれらは、古くから知られていたラクダの改良技術を継承していた。それは、暑さに強いアラブのヒトコブ・ラクダのメスと、寒さに強い中央アジアのバクトリア種のフタコブ・ラクダのオスとをかけ合わせて生まれたヒトコブ半のラクダである。このラクダは大変力が強く、200 キロほどの荷を背負って 1 日 30 キロの道のりを進むことができるといわれている。アラブの亜熱帯地域と中央アジアとの中間に位置するアフガニスタン、イラン、トルコ、パルカンの気候に適したラクダである。17 世紀半ば以後、アレppoに代わって中東随一の貿易港としてエーゲ海沿岸のイズミル（古名スミルナ）が発展すると、かれらの一部はこのラクダを伴ってエーゲ海沿岸地域に移住したため、今日このラクダはむしろ、この地域で見かけることができる。

ティグリス・ユーフラテス水運でもかれら遊牧民の役割が存在した。それは川船の建造に必要な材木がアナトリアの山中で切り出されたのち、当時川船の造船所の存在したビレジキ（現トルコ）へと搬送するためのルートである。ここでは山道に強いラバ、荷馬、水牛が利用されたが、これを飼育していたのも遊牧民である。

この活動も国際貿易の裏方としてのかれらの役割のひとつである。

国際貿易路の隆盛は、その中心であるアレppoの都市化を促進しただけではなく、その周辺都市を含む地域の経済的繁栄と活性化をもたらせた。これを「アレppo市場圏」と呼ぶことにしたい。この「アレppo市場圏」における食肉・乳製品のみならず、毛織物産業に欠かせない羊毛や皮革産業の原材料を提供したのも、遊牧民の飼育する羊であった。

このように広い活動分野を持つ遊牧民は、オスマン帝国政府にとっても無視できない存在であった。第一に、反権力意識の強いかれらを統御するためには彼らを強い権力のもとに置く必要があった。このため、かれらはティマール制（軍事封土制）の枠内においてもスィーパーヒーのような小規模な「封土」の所有者ではなく、大「封土」所有者である州や県の軍政官の統制下におかれていた。また、遊牧民相互の係争を裁くことは都市に住むイスラム法官（カーディー）では不可能であったから、遊牧民の移動に同行するカーディーが存在した。遊牧民はまた、独自の軍事組織としても編成されており、たとえば、不正規の騎馬兵や大砲の牽引など軍の後備役に使われた。さらにオスマン王家のための鷹の飼育、弓矢の製作、あるいは軍馬の飼育といった特殊な任務を勤める代償に税を免除された集団も存在した。

第二に、かれらが所有する羊から得られる収入は莫大であった。羊税は毎年3月末から4月にかけて徴集されたが、それは、冬営地で子羊の生まれる時期に一致させてあった。これは明らかに遊牧民たちが動きにくい時期を狙ったものである。

このように、16世紀のオスマン帝国（中東・バルカン・コーカサスなど）領内には、まだ多数の遊牧民が存在した。その中にはすでに冬営地に半ば定住するものもあった（移牧民）。農業生産力に経済の基盤を置いていたオスマン帝国では、遊牧民をいかに定住させるかは、終始迫及すべき政策であった。ティマール制自体その一環であったが、17世紀以後には強制的な定住化政策も実施された。

最後にふたたび、国際貿易に焦点を戻すと、19世紀以後、とくに蒸気船の就航による内陸都市から港町への重心の移動とともに、中東では港湾都市ペイルートの勃興と内陸都市アレppoの往年の機能の低下とが見られた。さらに時代を下って、第一次世界大戦後、中東諸国体制が成立すると、「アレppo市場圏」は、トルコ、シリア、イラク、それぞれの国民国家によって分断されて国境地帯、辺境地帯となり、さまざまな「宗教・民族」紛争の地となって今日に至っている。